3高保体第 810 号 令和 3年 12 月 8 日

各県立学校長 様

保健体育課長高等学校課長特別支援教育課長

「新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した 県立学校の部活動の考え方(2021.12.8)」の改訂について(通知)

日頃は、「県立学校の部活動の考え方」に基づき部活動を実施いただき感謝申し上げます。

先日、高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安が変更されたことに伴い、これまでの部活動での感染対策の取組や四国3県の部活動の状況などを参考に別添のとおり「県立学校の部活動の考え方」を改訂しましたので、教職員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、<u>改訂に当たっては、これまでに実施した感染防止対策を十分に講じることを前提として</u>いるため、部活動を実施する際は、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、今後、国や県の感染防止に係る対応の考え方が変更となった場合は、改めて通知いたします。

これに伴い、令和3年10月22日付け3高保体第695号「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方の改訂について(通知)」及び令和3年7月21日付け3高保体第450号「コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の実施状況調査結果及び結果を踏まえた今後の部活動の県外遠征(公式大会を除く)について(通知)」は、令和3年12月8日をもって廃止とします。

【担当】

保 健 体 育 課 田邉、池田、中内 (TEL:088-821-4900) 高 等 学 校 課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907) 特別支援教育課 濱口、吉井 (TEL:088-821-4741) 【分類番号 05-04-0009】

- ★ 「文部科学省が示す衛生管理マニュアル及びこれまでに実施してきた感染防止対策を徹底する」ことを前提に、今後の部活動の対応を以下のとおりとする。
- ★ 次ページの注意事項についても必ず確認すること。

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方 ~部活動で感染者を出さない、生徒を守る~

国の措置	県のステージ	対外試合等	部活動の制限及び活動時間	活動上の留意点		
緊急事態宣言 欄外 <u>※1</u>		県内外における公式戦・発表会等への参加 → 慎重に検討する	・校長の判断により 課業日に限り、2時間程度の 活動 を認める。ただし、 週休日等は禁止 。	・なるべく個人での活動とする。 ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない。 ・公式大会等があり密集する活動などを行う場合 は、徹底した感染症対策を行うこと。		
	非常事態 (紫)	補足:公式戦・発表会等の参加について <u>欄外※3</u>	・公式大会等がある場合は、2週間前より週休日			
まん延防止等 重点措置		県内外における練習試合等への参加 → 禁止する □	等においては3時間程度までの活動を認める。			
<u>欄外※ 2</u>		県内外における公式戦・発表会等への参加		は、1版店した窓条並刈束を行うこと。 点線 欄外		
	特別警戒 (赤)	及び県内における練習試合等への参加 → 状況により <mark>慎重に検討する</mark> 県外における練習試合等への参加 → 禁止する	・平日2時間程度まで ・週休日等3時間程度まで	・密集する運動や近距離で組み合ったり接触した りする場面が多い活動、向かい合って発声した りする活動は <mark>慎重に検討する。</mark>		
	警戒(オレンジ)	県内外における公式戦・発表会等及び 県内外における練習試合等への参加 → 状況により <mark>慎重に検討する</mark>				
	注意 (黄) 感染観察 (緑)	県内外における公式戦・発表会等及び 県内外における練習試合等への参加 → 制限しない	 ☆通常での活動可 ・平日2時間程度まで ・週休日等3時間程度まで ・平日3時間まで(校長の許可) ・週休日等4時間まで(校長の許可) 	・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う。 ・時間を延長する場合には、保護者、生徒本人の 了解を得たうえで、校長が認めた場合とする。		

- ※1 緊急事態宣言の対象校:県下全域の県立学校が対象
- ※2 まん延防止等重点措置の対象校:指定された市町村に所在する学校及びその市町村からの通学生徒が50%を超える学校が対象
- ※3 <u>感染状況により上位大会がない県内外の大会参加については、県教委において一律で禁止する場合がある。</u>ただし、上位大会がある県内大会や既に出場が決まっているブロック 大会、全国大会については、校長の判断により出場を認めることができる。
- ※4 感染状況によっては、部活動の全面禁止を行う場合がある。
- ※5 特別警戒(赤)の場合であっても、まん延防止等重点措置が適応された市町村に所在する学校及びその市町村からの通学生徒が50%を超える学校については、非常事態(紫)の 対策をとる場合がある。また、感染拡大局面等においては、特別警戒(赤)の場合であっても非常事態(紫)の対策をとる場合がある。

~全体共通留意事項~

- *発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること。
- *部活動を実施する場合は、生徒、保護者の意向を確認し、その意思を尊重すること。また、顧問は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、活動時間以外は生徒にも可能な限りマスクを着用させるなど、新型コロナウイルス感染防止対策について、顧問は最新の注意を払うこととする。
- *感染者が発生した部は、感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかった部員・顧問についてもより一層健康状態の確認を徹底すること。 なお、公式戦等出場に関しては、関係団体の示す基準に照らし判断すること。
- *校長の判断により、通学生徒の居住地の感染状況などから、制限を厳しくすることができる。

~練習試合等について~

- ○県内での練習試合の取扱いについて
- ・非常事態(紫)にある時は、県内での練習試合等を禁止する。
- ・特別警戒(赤)にある時は、感染状況を考慮した上で、少ない参加校で定められた練習時間を守り、 各中央競技団体が示すガイドライン等をもとに活動すること。
- ○県外との練習試合等の取扱いについて(県外へ行く場合、県外から招く場合)
- ・実施する場合は、**別紙1「コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の対応について」**に基づき、相手校の管理職と確認事項について確認し、その内容を記録に残すこと。なお、公式戦・発表会等の直前で行う練習試合等については次の①~④の取扱いとする。
- ①県のステージが警戒(オレンジ)以下にある場合で、国の分科会が示す「レベル 0・レベル 1」 地域の県外校と練習試合等を行う場合は、禁止期間を設定しない。
- ② 県のステージが警戒(オレンジ)以下にある場合で、国の分科会が示す「レベル2」地域の県外校と練習試合等を行う場合は、公式戦・発表会等の前10日間は練習試合等は禁止する。
- ③ 県のステージが特別警戒(赤)以上にある時、または県外校が所在する地域が高知県のステージの特別警戒(赤)と同等以上のレベルにある時は、練習試合等を禁止する。
- ④他県との往来を県が制限している場合は、練習試合等を禁止する。

◆三密の回避

(密閉・密集・密接)





◆感染症対策の3つのポイント

- ・感染源を絶つこと
- ・感染経路を絶つこと
- ・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- ○部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
- ○食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする また、距離がとれなければ会話を控える(黙食)
- ○生徒の怪我防止 (徐々に強度や難易度を高める)
- ○発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない (家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない)
- ○活動時間や休養日(部活動ガイドラインに準拠)
- ○ごまめな換気 (練習場所・更衣室等)
- ○手洗いの徹底
- ○消毒の実施(共用物、手を触れる場所等)
- ○タオル、ドリンクは各自が準備
- ○練習以外での十分な距離の確保
- ○体温・体調チェック表
- ○多数の生徒が集まり呼気が激しくなる運動は避ける
- ○大声を出すような活動は避ける
- ○マスクの正しい着用 (移動時、活動以外時等)
- ○ステージによっては、活動時もマスクを着用した活動を行う
- ※寝食を伴うような遠征・合宿等を行う場合においては、 感染のリスクが高まることから、上記の感染防止対策の 一層の徹底を図ること

*特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、**各中央競技団体**及び**公益財団法人日本スポーツ協会**等が示す方針や通知を踏まえ対応する。

コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の対応について

- 1 県外校との練習試合等を実施する場合は、以下の点に留意する。
 - ※県境をまたいだ新型コロナウイルス感染症に係る情報は、保健所間の連絡に時間を要する場合があるため、初動対応が遅れる可能性があることを予め認識し、感染症対策を徹底して行うこと。
- ※他県の部活動に関する規制などは一律ではないため、実施する前には県外校との連絡を密に取り合うこと。(他県で県外校との練習試合等を禁止している場合など)
- 2 県外校との練習試合等を実施する場合は、次ページの「県外校との練習試合等を実施する場合のフロー 図」に従い実施することとし、協議内容については書面に記録する。
- 3 感染状況による県外校との練習試合等の実施方法について
 - ※高知県の対応の目安と相手先の感染状況(国の分科会の示すレベルより判断)により、以下の表のとおり対応すること

		相手	 -先の感染状		4会が示すレ	ベル)
		レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
高知県の対応	非常事態(紫)	×	×	×	×	×
	特別警戒(赤)	×	×	×	×	×
	警戒(オレンジ)	0	0	Δ	×	×
の	注意(黄)	0	0	Δ	×	×
 安	感染観察(緑)	0	0	Δ	×	×

- 「○」は、公式大会・発表会等の直前であっても練習試合等の禁止期間を設定しない。
- · 「 ▲ 」は、公式大会・発表会等の前 10 日間は練習試合等を禁止する。
- ・「×」は、練習試合等を禁止する。
- ※他県との往来を県が禁止している場合、練習試合等は実施しない。

<留意点>

- ※上記の「 〇 」の状況においては、公式大会・発表会等の前に練習試合等の禁止期間を設けない。ただし、大会直前に県外校との練習試合を行った後に、相手校において新型コロナウイルスの感染が判明した場合は、練習試合等に参加した者が、公式大会・発表会等に参加しても感染拡大の恐れがないことの確認が取れるまでは、公式大会・発表会等に出場しないこと等を予め顧問、生徒、保護者が了承した上で練習試合等を実施すること。(県内大会での感染拡大防止のため)
- ※相手先の感染状況がレベル 0 からレベル 2 であっても、移動の過程でレベル 3 以上の地域を通過する場合は、その地域での食事や宿泊等は控えることとする。併せて、乗り換え等でレベル 3 以上の地域に立ち寄る場合は、その地域での滞在時間を最短にするなど感染防止対策に万全を期すこと。
- ※県外校との練習試合等が可能な場合であっても、感染が拡大している局面においては、双方の管理職と 協議のうえ、慎重に判断すること。

<県外校と練習試合等を実施する場合のフロー図> ※県外から招く場合も同様の対応とする。

○許可を判断するための遠征先の感染状況の事前確認 〇校内における県外遠征申請完了 ①顧問は遠征先の感染状況を把握し、管理職と協議 (※1) 併せて顧問は、互いに遠征の条件等を満たしているか確認する(※2) ・顧問は参加者全員の体調を記録(健康チェックシート等) ②参加予定者に<u>体調不良者</u>が発生した場合は遠征中止の可能性も含め検討 健 康 体調不良:普段の体調とは異なる状態(発熱、咳、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、 チ 倦怠感、下痢、嘔吐など) エ ・医師により風邪等の診断がある場合は体調を考慮した上で遠征参加の判断をする ツ ・参加者やその家族がPCR検査等を受ける状況になった場合は、結果が出るまで ク 参加を控える 参加者に感染者や濃厚接触者が出た場合は、遠征を中止する ③学校長は最終判断前に遠征先の学校長と情報共有 緊急連絡先の確認及び緊急連絡体制の作成<u>(※3)</u> ・遠征後に体調不良者やPCR検査等を受ける者が出た場合に備える(※4) ・相手校顧問と連絡を取り、参加者の体調確認を行う 遠 移動中は、マスク着用や換気等を徹底する 感染対策 ・更衣室での感染対策の徹底(換気・マスク着用など) 征 ・試合中の選手以外はマスク着用の徹底 ・選手が触れる物(道具類、椅子や机等)の消毒 の 当 徹 ・食事は他校の生徒と離れて黙食 底 できる限り他の施設への立ち寄りを控える 日 ☆ ★遠征中に濃厚接触者の疑いが生じた場合、直ちに遠征を中止する ④顧問は参加者全員の体調を記録(健康チェックシート等) 健 体調不良者が出た場合、直ちに学校長へ報告し、対応を協議する 康 10 チ ⑤参加者にPCR検査等を受ける者が出た場合は遠征先と情報共有<u>(※5)</u> 日 I 県教委にも報告 程 ツ 度 ク ⑥学校長は感染者が判明した場合、校長間で連絡を速やかに取り合う<u>(※5)</u>

> 県外遠征に係る事後の健康チェック完了 <u>※健康チェックシート等は学校で1ヶ月程度保管</u>

・県教委にも報告

等

- **※** 1 遠征先の県や現地の感染状況を把握するとともに、管理職との協議(感染対策などの徹底)を書面 に記録する。(様式1)
- **※** 2 遠征先(県内外)の部活動の規定などの確認をする(県外との練習試合の禁止の有無、練習時間など)
- 感染等が判明した場合に、管理職間で連絡をとれるよう、緊急連絡先の確認を行う。 ₩3
- 遠征後に体調不良者やPCR検査等を受ける者が出た場合は、速やかに情報共有することを相手校 **※** 4 の学校長と事前に確認する。
- **※** 5 遠征直後に当該部活動で感染が疑われるような状況が発生した場合や感染が判明した場合は、速や かに遠征先と情報共有を図ると共に、校内における感染状況の把握に努めること。その際、他の部 活動に感染の恐れがあり、その部活動が遠征を行っていた場合は、その遠征先にも速やかに連絡を <u>行い、情報共有を図るなど適切な対応を行うこと。(*前回より新たに追加)</u>

なお、情報共有の際には、個人情報の取扱いについて校長が責任をもって行う。

様式2「県外遠征に向けたチェックリスト」により、関係書類や遠征先との情報共有などができて いるかを確認すること。

顧問記載日: 令和 年 月 日

県外遠征に向けた協議内容

	部活動名		顧問名			
	遠征先		遠征予定日			
	名称・住所					
	遠征先		遠征先			
	顧問名		顧問連絡先			
	協議日					
顧問	遠征予定日1週間前の対戦スケジュールについて:					
記載欄	遠征先の状況:					
	感染防止対策	表:				
	判断日①		判断結果:			
	最終 判断日②		←※なるべく遠征予定日に近い日で判断			
	遠征先の状況	5先の状況について:				
管	遠征先	校長名:	教頭名:			
理職	管理職 連絡先	連絡先:	連絡先:			
記載欄		お互いに体調不良者・感染者が発生した場合には、連絡を取り合うことを確認済 ※確認ができている場合は左の□ヘチェックを入れてください。				
	遠征後	体調不良者が発生した場合の対応メモ:				

【注意事項】

- 1. 顧問は、顧問記載欄を作成後、管理職へデータにて本様式を提出。
- 2. 顧問から本様式提出→協議後、管理職は、管理職記載欄へ必要事項を記入。
- 3. 遠征後、本様式は1ヶ月程度、必ず保管。
- 4. 本様式のセルの大きさ等は各学校で変更して構いません。

顧問記載日: 令和○年12月10日

県外遠征に向けた協議内容【記載例】

	部活動名	陸上競技部	顧問名	高知 体育		
	遠征先 名称・住所	○○県立○○高等学校 ○○県○○市○○1 - 5 - 6	遠征予定日	令和○年12月25日		
	遠征先 顧問名	四国 太郎	遠征先 顧問連絡先	学校:○○○-×××-□□□□ 携帯:090-○○○-××××		
	協議日	令和○年12月10日				
顧問記載欄	遠征予定日1週間前の対戦スケジュールについて: 遠征先の〇〇高校は、12/18(土)に□□高校と対戦予定。本校については、対戦予定はなく自校のみでの練習					
	遠征先の状況: ○○県では、感染状況が△△であり、県外校との練習試合等は禁止されていない。高知県の感染状況は警戒レベルではあるが、移動中や遠征先での感染対策については、以下の対策を徹底することを条件として遠征の許可をお願いしたい。					
	感染防止対策: ・相手校顧問と連絡を取り、参加者の体調確認を行う ・移動中は、マスク着用や換気等を徹底する ・更衣室での感染対策の徹底(換気・マスク着用など) ・試合中の選手以外はマスク着用の徹底 ・選手が触れる物(道具類、椅子や机等)の消毒 ・食事は他校の生徒と離れて黙食 ・できる限り他の施設への立ち寄りを控える ・遠征中に濃厚接触者の疑いが生じた場合、直ちに遠征を中止する など					
	判断日①	令和○年12月10日	判断結果: 上記の内容を	ともとに現段階では遠征を許可。		
	最終		←※なるべく遠征予定日に近い日で判断			
	遠征先の状況について: ・遠征先の学校長と協議を行い、判断日①より、双方の県の感染状況に変化がないため、遠征を許可。 ・遠征先の学校長と協議を行い、双方の県の警戒ステージが引き上げられたため遠征を中止。					
管	遠征先 管理職 連絡先	校長名:○○学校長	教頭名:	□□教頭		
理職		連絡先: 090-○○○-××××	連絡先:	090-\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
記載欄	✓	お互いに体調不良者・感染者が発生した場合には、連絡を取り合うことを確認済 ※確認ができている場合は左の□ヘチェックを入れてください。				
	遠征後	体調不良者が発生した場合の対応メモ: ※以下は遠征後10日間で起きた事例を想定 ・体調不良者は出なかった。 ・風等の症状を発症した生徒が出たが、病院受診後、ただの風邪との診断であったため、遠征先の学校長及び県教委には情報を共有していない。 ・遠征に参加した生徒の家族で感染者が発生。生徒が濃厚接触者となったため、○○高校の学校長へ連絡し情報を共有。併せて県教委にも情報を共有し対応を行った。など				

【注意事項】

- 1. 顧問は、顧問記載欄を作成後、管理職へデータにて本様式を提出。
- 2. 顧問から本様式提出→協議後、管理職は、管理職記載欄へ必要事項を記入。
- 3. 遠征後、本様式は1ヶ月程度、必ず保管。
- 4. 本様式のセルの大きさ等は各学校で変更して構いません。

県外遠征に向けたチェックリスト

部活動名		7	顧問名			
遠征先 ^{名称・住所}		:				
遠征予定日		E日				
	1		顧問は遠征先の感染状況並びに双方の遠征条件を確認の上、管理職と協議していますか。併せて、様式1は顧問より提出さていますか。			
	2		顧問は健康チェックシートへ参加者の健康状態を記入していますか。			
遠	3		遠征開始までに体調不良者は出ていませんか。			
征 前	4		学校長は、遠征の最終判断前に対戦校の学校長と緊急連絡体制や遠征後の体調不良者出た際の対応について情報共有ができていますか。			
	<参加者にPCR検査を受ける者や濃厚接触者に該当する者が出た場合>					
	*		対戦校の学校長へ情報共有すると共に県教委にも報告し、遠征の中止等の判断をする。			
	1		顧問は健康チェックシートへ参加者の健康状態を記入していますか。			
遠征後	2		健康チェックシートを1ヶ月間程度保管していますか。			
	<参加者にPCR検査を受ける者が出た場合や感染が判明した場合>					
	*		対戦校の学校長へ情報共有すると共に、県教委にも報告をする。			